OYAMA レクリエーション DAY (ミニバスケットボール) 開催要項 第 42 回栃木県スポーツ少年団ミニバスケットボール交流大会 兼 第 41 回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会予選会小山市予選会

1 趣 旨 本大会を通して、団員相互の交流を深め仲間意識と連帯感を高めるとともに、競技の歓びの機会を広く提供することをねらいとして実施する。

2 主 催 小山市スポーツ少年団・小山市バスケットボール協会

3 主 管 小山市バスケットボール協会 ミニバスケットボール部会

4 協 賛 小山思川 PFI パートナーズ (予定)

5 日 時 令和 4 年 5 月 3 日(火) 小山市立体育館 メインアリーナ・サブアリーナ 及び

会 場 5月4日(水) 小山市立体育館 メインアリーナ・サブアリーナ

6 参加資格 (I)令和3年度日本スポーツ少年団に登録した単位団

(指導者・スタッフは当該年度の4月 | 日時点で満20歳以上に限る)

- ※予選会前に登録をすませること。
- (2)関東大会まで出場する意思を持っている者とする。
- (3) 1) 当該事業年度に、スポーツ少年団に「指導者」として登録している者。
 - 2)スポーツ少年団認定育成員・認定員として登録している者またはスタートコーチ (スポーツ少年団)資格保有者が望ましい。
 - 3)引率責任者は、指導者もしくはスタッフとして登録をした者とする。
- (4)選手は | 12 歳以下で、<u>原則として 4 年生から 6 年生の小学生とする。(チーム編成上</u> やむを得ない場合 3 年生も出場可)※いかなる理由であろうと、| ・2 年生の出場は認めない。
- 7 チーム編成 引率責任者 | 名・代表指導者 | 名・指導者 2 名・団員 | 5 名の合計 | 9 名とする。
 - ※1 競技中は代表指導者もしくは指導者が2名以上、必ずベンチにいること。
 - ※2 JBA E 級または E-2 級以上の資格を持っていない者、試合中にスポーツ少年団資格者が1名いない場合、オープン参加とする。
 - ※3 ※2 に該当するチームが発生した場合は、市スポーツ少年団正副本部長及び市バスケ協会ミニ部会代表者で協議する。
 - ※4 引率責任者は、団員(選手)への指示、指導はできない。

大会に参加するチームで 10 名未満のチームはオープン参加とする。

8 参 加 数 [男子<u>7</u>・女子<u>8</u>] (令和3年度登録チーム)

	旭男子ミニバスケットボール部	小山 Spirits	間々田男子 MBC
男ュ	大谷北 OWLS(男子)	乙女 EGRETS	豊田フレンズ
7	GLORY		
	大谷北 OWLS (女子)	間々田女子 MBC	大谷南 Stars
女	乙女小ミニバスケットボール愛好会女子	羽川女子 MBC	ASAHI 女子ミニバスケットボール部
子	城南フェニックス	小山 SpiritsGAL	
]		•	

- 9 競技規則 日本バスケットボール協会ミニバスケットボール競技規則に準ずる。 ディフェンスはマンツーマンとする。
- 10 競技方法 トーナメント又は総当たりのリーグ戦。 県大会出場チームは大会最終日の表彰式後に県大会の参加料(5,000円)を集めるので必ずご準備すること。
- 11 競技上の注意 競技専門部(大会役員)により、指導者・保護者・応援者の団員に対する暴力行為(体罰・マナー) 暴言等)が認められた場合は、厳正なる処置(退席処分等)を科すこととする。また、審判 員に対する暴言等も同様の処置を科すこととする。
- 12 使 用 球 日本バスケットボール協会公認人工皮革5号球(各チーム持ち寄り)
- 13 表 彰 優勝・準優勝・第3位には、賞状を授与する。
- 14 申込方法 参加申込は、小山市スポーツ協会のホームページよりダウンロードして様式(県様式と同様のもの)を作成し、4月 15日(金)に提出する。
- 15 参 加 料 (I)参加料は I チーム 6,000 円とする。 (2)参加料については、代表者会議の受付時に支払う。
- 16 代表者会議 (1)期 時:令和4年4月15日(金)19:00~
 - (2)場 所:小山市立体育館 会議室
 - (3)その他:代表者会議内で組み合わせ抽選会を実施いたしますので、代表指導者は、 出席すること。出席できない場合は必ず代理人が出席すること。
- 17 県 大 会 (1)期 日:令和4年6月18日(土)~
 - (2)推 薦:男子3チーム・女子3チームを代表として県大会推薦する。
- 18 そ の 他 (I)体育館の選手入館(開館)は8:00とする。 入館後、参加チームが協力し会場の設営を行う。但しリングの設置は指導者が行う。
 - (2)参加者は傷害保険等に加入する。
 - (3)競技運営上、チームに問題が生じた場合は、小山市スポーツ少年団及び小山市バスケットボール協会の指示に従い、対応する。
 - (4)各会場のマナーを守り利用する。
 - (5)参加料返納について、新型コロナウイルス感染症が理由で主催側が大会3週間前に中止の判断をした場合にのみ返納する。
 - (6)新型コロナウイルスの感染症対策についての取り決めとして、別紙ガイドライン及び 新型コロナウイルス感染症に関する「JBA バスケットボール活動再開ガイドライン」 を参照する。
 - (7) 大会中に選手及び関係者に発熱等の症状が発生した場合は、大会を中止し県大会出場チームについては、スポーツ少年団及び各チームの代表者で協議し決定する。